# 人事制度運用に関する細則

### 改廃履歴

R e v	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2003. 07. 01
2. 0	降格の決定 社長→副社長	2008. 10. 30
3. 0	別表3の対象資格・資格ポイントの見直し	2009. 04. 01
4. 0	人事考課制度の見直しおよび規程管理規程の改正準備対応	2009. 12. 01
5. 0	人事制度見直し時の改正漏れ、書式の見直し	2010. 03. 10
6. 0	規程作成細則実施に伴う書式変更、規程間の 整合性見直し、字句修正等	2010. 04. 01
7. 0	センター長の設置に伴う変更	2010. 07. 01
8. 0	役員執行体制の変更に伴う改正	2010. 08. 31
9. 0	別表3を廃止し、資格取得者表彰細則_別表1 に追加	2010. 11. 01
10.0	人事考課制度の見直し	2011. 04. 01
11.0	役員執行体制に伴う改正	2011. 07. 08
12.0	第4条に選定条件を追加、一般職群(J)の経過年数を明記 人事制度運用規程の改正による条文番号の変更	2012. 04. 01
12. 1	人事考課対象者(被考課者)の取扱い基準見直し 規程間の文言統一	2015. 03. 10
12. 2	役職定年廃止に伴う改正	2015. 05. 15
12. 3	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30
12. 4	第5条 降格候補者(監督職群、専任職群/管理職群、専門職群)について追記。復活から、定型職群に降格した者を除く、を削除 第6条 人事政策上必要と認めた者を明記、一般職群(R1)から定型職群への 職群変更条件を追加	2023. 03. 01

## 目 次

		目的	
第	2条	考課者	1
第	3条	人事考課の集計と最終評語の決定	1
第	4条	昇格候補者の選定	1
第	5条	降格・復活の条件	2
第	6条	人事政策上必要と認めた者	2
第	7条	人事考課の取扱	2

#### 人事制度運用に関する細則

規程番号 0702-0101-00-細制 定日 2003年 7月 1日 改正日 2023年 3月 1日

(目的)

第 1条 この細則は、人事制度運用規程(以下「規程」という。)の細部について定める。

#### (考課者)

第 2条 規程第14条に定める従業員の考課者は別表1のとおりとする。

#### (人事考課の集計と最終評語の決定)

- 第 3条 規程第18条に定める人事考課の集計と最終評語の決定は、次のとおりとする。
  - (1) 人事考課の集計

人事考課の点数と等級ごとに定められたウェイトを乗じて、合計点を算出する。 算出した合計点を等級およびライン・スタッフごとに集計する。

(2) 偏差値による仮評語の決定

別表 2 「成績調整報告書」を用い、等級およびライン・スタッフごとに次の手順 で仮評語を求める。

- ①人事考課の点数を粗点として集める。
- ②粗点の平均点を求める。
- ③個々の粗点から粗点の平均点を引き、修正加減点を求める。
- ④修正加減点を2乗し、修正粗点を求める。
- ⑤修正粗点の平均点を求める。
- ⑥個々の修正粗点から修正粗点の平均点で除して、調整加減点を求める。このと き、修正粗点の符号(±)をそのまま調整加減点の符号とする。
- ⑦個々の粗点に調整加減点を加算し、調整点を求める。
- ⑧調整点を降順に並べて、評価順位を求める。
- ⑨調整点と別表3「基準修正分布点と成績評語関連表」を用いて調整点と人数から仮評語を求める。
- ⑩仮評語がBとなったもののみを対象として、① $\sim$ 9を再度行い、その結果、SまたはAをB+、BをB、CまたはDをB-とする。
- (3) 最終評語の決定

仮評語と評価順位をもとに、考課基準に対する準拠性や運用の適切性等について 人事審査委員会にて審査し、最終評語を決定する。

#### (昇格候補者の選定)

第 4条 規程第7条に定める人事考課結果による選定基準は、次のいずれかとする。ただ し、人事政策上、必要な場合は、昇格ポイントに満たないものを昇格候補者とする ことができる。

職群	昇格ポイント 累計数	人事考課
監督職群→管理職群、専門職群 専任職群→管理職群、専門職群	20 ポイント	2年連続 S評価
一般職群 (R1)→監督職群、専任職群	14 ポイント	_
一般職群 (J) →一般職群 (R1)	14 ポイント※	-

※または人事制度運用規程別表2に定めた一定の経過年数を満たした場合とする。

2 昇格ポイントは、前条の人事考課の最終評語により、下表のポイントを付与する。

最終評語	S	A	B+	В	В-	С	D
全職群	8	4	3	2	1	0	- 2

#### (降格・復活の条件)

- 第 5条 規程第10条に定める降格・復活の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 降格

次のいずれかの条件を満たした場合は降格候補者とする、降格候補者は人事審査 委員会で降格の是非について審査する。

- (ア) 監督職群、専任職群
  - ①昇格ポイント累計数が-4ポイントに達したとき
  - ②2年連続で最終評語が「D」の場合
- (イ) 管理職群、専門職群
  - ①最終評語「D」を1回以上または「C」を2回以上受けた場合
  - ②昇格時に規程第8条3に定める資格が未取得で昇格後2年間の猶予期間内に 取得することができなかった場合
- (2) 降格後付与ポイント

降格後の付与ポイントは、次のとおりとする。

	, - 0
職群	降格後付与ポイント
管理職群→監督職群、専任職群	16 ポイント
専門職群→専任職群	
監督職群、専任職群→一般職群 (R 1)	10 ポイント

#### (3) 復活

降格後翌年の人事考課の最終評語が「S」または「A」の場合、自動的に降格前の職群・役割に復活する。

#### (人事政策上必要と認めた者)

- 第 6条 規程第11条に定める職群変更およびステージ変更の人事政策上必要と認めた者 は、次のとおりとする。
  - (ア) 管理職群・専門職群内でのステージ変更が必要な者
  - (イ) 管理職群・専門職群間での職群変更が必要な者
  - (ウ) 監督職群・専任職群間での職群変更が必要な者
  - (エ) 一般職群 (R1)・定型職群間での職群変更が必要な者 なお、一般職群 (R1) から定型職群への職群変更対象者については次のいず れかの条件を満たした場合とする
    - ①昇格ポイント累計数が-4ポイントに達したとき
    - ②2年連続で最終評語が「D」の場合
    - ③就業規則に定める欠勤 (第11条)、休職 (第40条) を取得した者で会社 が必要と認める場合

#### (人事考課の取扱)

第 7条 規程第13条(1)に定める中途採用等により期中に採用された者に対する人事 考課の取扱は、次のとおりとする。ただし、給与規程に定める昇給・基準の調整を 行う。

- (1) 11月1日以降に採用された者 人事考課を要しない。
- (2) 上記以外の者 人事考課を行うものとする。
- 2 規程第13条(3)に定める休業・休暇を取得した者に対する人事考課の取扱は、 次のとおりとする。ただし、給与規程に定める昇給・基準の調整を行う。
- (1) 休業・休暇(当該期間に連続する休暇を含む)の月数が6ヵ月以上の者(1ヵ月の勤務日数が15日未満の場合は、月数を1ヵ月としてカウントする) 人事考課を要しない。
- (2) 上記以外の者 人事考課を行うものとする。
- 3 規程第13条(4)に定める欠勤・休職(当該期間に連続する休暇を含む)の月数が6ヵ月以上の者に対する人事考課の取扱は、第3条(2)に定める仮評語の決定の対象外とし、別途、最終評語を決定する。

## 人事考課の考課者

被考課者	1 次考課者	2次考課者		
一般職群	副部長	部 長		
専 任 職 群	副部長	部長		
監督職群	副部長	部長		
専 門 職 群	副部長	部長		
副部長	部  長			
部 長	センター長			
センター長	役員			

## 成績調整報告書

等級

所属	氏 名	①粗点合計	②修正加減点	③修正粗点	④調整加減点	⑤調整点	⑥ 評価順位	⑦ 所 見	<ul><li>⑧評語案</li></ul>	⑨決定評語
	合計									
	平均 人数									

## 基準修正分布点と成績評語関連表

評語	S		A		M C /		C			D			
n-1		5%			20%			55%			15%		5%
1	39. 86	以上	39.85	$\sim$	1.00	0.99	$\sim$	-1.88	-1.89	$\sim$	-39. 85	-39.86	以下
2	8. 53	IJ	8. 52	$\sim$	0.67	0.66	$\sim$	-1.12	-1.13	$\sim$	-8. 52	-8.53	IJ
3	5. 54	"	5. 53	~	0. 59	0.58	~	-0.95	-0.96	$\sim$	-5. 53	-5. 54	IJ
4	4. 55	"	4. 54	~	0.55	0.54	~	-0.88	-0.89	~	-4. 54	-4. 55	IJ
5	4.06	IJ	4. 05	$\sim$	0.53	0.52	$\sim$	-0.84	-0.85	$\sim$	-4.05	-4.06	IJ
6	3. 78	"	3. 77	$\sim$	0.52	0.51	$\sim$	-0.81	-0.82	$\sim$	-3. 77	-3. 78	IJ
7	3. 59	IJ	3. 58	$\sim$	0.51	0.50	$\sim$	-0.79	-0.80	$\sim$	-3. 58	-3. 59	IJ
8	3. 46	IJ	3. 45	$\sim$	0.50	0.49	$\sim$	-0.78	-0.79	$\sim$	-3. 45	-3.46	IJ
9	3. 36	IJ	3. 35	$\sim$	0.49	0.48	$\sim$	-0.77	-0.78	$\sim$	-3.35	-3.36	IJ
10	3. 29	"	3. 28	$\sim$	0.49	0.48	$\sim$	-0.76	-0.77	$\sim$	-3. 28	-3.29	IJ
11	3. 23	"	3. 22	$\sim$	0.49	0.48	$\sim$	-0.76	-0.77	$\sim$	-3. 22	-3. 23	11
12	3. 18	"	3. 17	$\sim$	0.48	0.47	~	-0.75	-0.76	$\sim$	-3. 17	-3. 18	11
13	3. 14	"	3. 13	$\sim$	0.48	0. 47	$\sim$	-0.75	-0.76	$\sim$	-3. 13	-3. 14	IJ
14	3. 10	"	3. 09	$\sim$	0.48	0. 47	$\sim$	-0.74	-0.75	$\sim$	-3.09	-3. 10	11
15	3. 07	"	3.06	$\sim$	0.48	0.47	$\sim$	-0.74	-0.75	$\sim$	-3.06	-3.07	11
16	3. 05	"	3. 04	$\sim$	0.48	0. 47	$\sim$	-0.74	-0.75	$\sim$	-3.04	-3.05	IJ
17	3. 03	"	3. 02	$\sim$	0.48	0.47	$\sim$	-0.74	-0.75	$\sim$	-3.02	-3.03	IJ
18	3. 01	"	3.00	$\sim$	0.47	0.46	$\sim$	-0.73	-0.74	$\sim$	-3.00	-3.01	IJ
19	2.99	"	2. 98	$\sim$	0.47	0.46	$\sim$	-0.73	-0.74	$\sim$	-2.98	-2.99	11
20	2.98	"	2.97	$\sim$	0.47	0.46	$\sim$	-0.73	-0.74	$\sim$	-2.97	-2.98	11
21	2.96	"	2. 95	$\sim$	0.47	0.46	$\sim$	-0.73	-0.74	$\sim$	-2.95	-2.96	IJ
22	2. 95	"	2. 94	$\sim$	0.47	0.46	$\sim$	-0.73	-0.74	$\sim$	-2.94	-2.95	11
23	2. 94	"	2. 93	$\sim$	0.47	0.46	$\sim$	-0.73	-0.74	$\sim$	-2. 93	-2.94	11
24	2. 93	"	2.92	$\sim$	0.47	0.46	$\sim$	-0.72	-0.73	$\sim$	-2.92	-2.93	IJ
25	2. 92	"	2.91	$\sim$	0.47	0.46	$\sim$	-0.72	-0.73	$\sim$	-2.91	-2.92	11
26	2. 91	"	2.90	$\sim$	0.47	0.46	~	-0.72	-0.73	$\sim$	-2.90	-2.91	IJ
27	2.90	]]	2.89	~	0.47	0.46	~	-0.72	-0.73	~	-2.89	-2.90	IJ
28	2.89	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2.88	~	0.47	0.46	$\sim$	-0.72	-0.73	$\sim$	-2.88	-2.89	IJ
29	2.89	"	2.88	~	0.47	0.46	~	-0.72	-0.73	$\sim$	-2.88	-2.89	IJ
30	2.88	IJ	2.87	$\sim$	0.47	0.46	$\sim$	-0.72	-0.73	$\sim$	-2.87	-2.88	IJ
40	2.84	IJ	2.83	$\sim$	0.46	0.45	$\sim$	-0.71	-0.72	$\sim$	-2.83	-2.84	IJ
60	2.79	IJ	2. 78	$\sim$	0.46	0.45	$\sim$	-0.71	-0.72	$\sim$	-2.78	-2.79	11
120	2.75	IJ	2.74	$\sim$	0.46	0.45	$\sim$	-0.70	-0.71	$\sim$	-2.74	-2.75	11
$\infty$	2.71	"	2.70	$\sim$	0.46	0.45	$\sim$	-0.70	-0.71	$\sim$	-2.70	-2.71	IJ